

関東経済産業局における法令違反への対応状況（令和6年度）

経済産業省では、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都県・市による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

当局は、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反事案については、当該製品の製造（輸入）事業者に対し経済産業局長名の文書による厳重注意を行い、都度公表するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しているところです。

また、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反事案については、当該事業者に対し、文書による注意を行っております。

令和6年度は115件の事案について対応を行い、概要は以下のとおりです。各事業者には、該当製品の出荷停止、適合性検査の受検、技術基準の適合確認、記録の保存、これらの対応がとれない場合は製品回収等の対応の他、再発防止策の徹底を求めています。

<製造（輸入）事業者に対する注意の概要>

（1）消費生活用製品安全法

注意処分件数：6件

主な対象品目：乗車用ヘルメット、家庭用の圧力なべ及び圧力がま

主な違反内容：変更の届出を行わずにPSマークを付して販売していた。

技術上の基準に適合していなかった。

（2）電気用品安全法

注意処分件数：105件

主な対象品目：その他のビニルコード、キャブタイヤコード、ビニルキャブタイヤケーブル、中間スイッチ、タイムスイッチ、差込みプラグ、延長コードセット、コードコネクターボディ、器具用差込みプラグ、その他の差込み接続器、アダプター、その他の家庭機器用変圧器、電気こたつ、電気ストーブ、電気ホットプレート、電気がま、電気蒸し器、その他の調理用電熱器具、電気接着器、電熱ボード、電気スチームバス、電気サウナバス、電気温風機、冷凍用のショーケース、自動洗浄乾燥式便器、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷水機、電気肉切り機、電気食器洗機、コレクター、硬貨計数機、紙幣計数機、自

動販売機、毛髪乾燥機、換気扇、電気除臭機、電気掃除機、電気ドリル、その他の電動工具、電気洗濯機、電気乾燥機、エル・イー・ディー・ランプ、電気スタンド、装飾用電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具、電気消毒器（殺菌灯）、電子冷蔵庫、その他の音響機器、超音波加湿機、直流電源装置、コンセント付家具、その他の電気機械器具付家具、防犯警報器、医療用物質生成器、リチウムイオン蓄電池

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。

変更の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。

技術上の基準に適合していなかった。

技術上の基準への適合確認を行わずにP Sマークを付して販売していた。

自主検査（記録の保存）を行わずにP Sマークを付して販売していた。

適合性検査（証明書の保存）を受けずにP Sマークを付して販売していた。

（3）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

注意処分件数：4件

主な対象品目：カートリッジガスこんろ、開放式ストーブ、屋外式ストーブ

主な違反内容：変更の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。

技術上の基準に適合していなかった。

自主検査（記録の保存）を行わずにP Sマークを付して販売していた。

適合性検査を受けずにP Sマークを付して販売していた。

適合性証明書の保存を行わずにP Sマークを付して販売していた。

以上